資料8

旧　第５次計画の体系図

計画目標	横断的視点	基本理念(第３条) 沼津市男女共同参画推進条例	基本的施策	法の位置付け	施策の方針	
人がいきいきと誇り高く活躍するまち・沼津 ～男女平等や人権尊重を基本とした、働き方改革、ワーク・ライフ・バランス、女性活躍を積極的に推進する「人を中心とした持続可能なまちづくり」～	①男性中心型労働慣行等の変革と女性活躍 ②女性への暴力などの人権侵害の徹底的な排除 ③より弱い立場の女性の安全・安心な生活基盤の確立	Ⅰ 男女の人権の尊重	1　男女の人権と性を尊重する教育の充実	女性活躍 DV防止	（1）	人権を尊重するための意識啓発
					（2）	教育・保育の場での人権尊重に関する教育の充実
					（3）	多様な性のあり方の尊重
					（4）	男女共同参画推進のための情報発信・情報提供
		Ⅱ 性の尊重と生涯にわたる心身ともに健康な生活の実現	2　女性に対するあらゆる暴力の根絶	DV防止	（5）	セクハラ、マタハラ、ＤＶ等の女性への暴力防止に向けた啓発・防止対策の推進
					（6）	被害者への相談体制の充実と自立支援
			3　男女の生涯にわたる良好な健康づくりの支援		（7）	生涯にわたる健康づくりや生きがいづくりへの支援
					（8）	高齢者・障害のある人等の社会参加支援
		Ⅲ 政策・方針決定過程への女性の参画拡大	4　政策・方針決定過程への女性の参画拡大	女性活躍	（9）	市の審議会等への女性の参画拡大
					（10）	市役所・教育の場における女性の積極的登用
					（11）	企業・各種団体における女性の積極的登用
			5　社会における女性の活躍推進	女性活躍	（12）	地域社会における女性の参画拡大
					（13）	女性の社会的活躍を目指した意識向上・能力発揮のための支援
		Ⅳ あらゆる分野における男女共同参画の推進	6　家庭における男女共同参画、ワーク・ライフ・バランスの推進	女性活躍	（14）	家庭における男性活躍と心豊かな暮らしの実現
			7　職場における男女共同参画、ワーク・ライフ・バランスの推進	女性活躍	（15）	職場での男女共同参画意識の醸成と男女平等の促進
					（16）	女性活躍に理解ある事業所の取組推進
					（17）	個人の能力が発揮できる雇用施策・労働環境整備の促進
					（18）	男性の働き方と職場風土の改革
		Ⅴ 男女のワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の実現	8　教育の場における男女共同参画の推進	女性活躍	（19）	教育・保育の場での男女共同参画意識の醸成
					（20）	多様な選択を可能にするキャリア教育の推進
			9　地域における男女共同参画の推進	女性活躍	（21）	地域活動や市民活動への男女の対等な参画拡大
					（22）	ＮＰＯ・ボランティア団体等の情報発信及び活動支援
					（23）	男女共同参画社会に向けた地域環境整備
					（24）	男女のニーズを捉えた防災対策の推進
		Ⅵ 国際理解と協調	10　国際協調に基づく男女共同参画の推進		（25）	男女共同参画に関する国際的情報の収集・提供
					（26）	多様な文化や価値観に理解を深めるための国際交流促進
					（27）	在住外国人の地域参画支援と相談体制の充実